（別紙）

商工第 299 号
令和８年 10 月 22 日

茨城県知事　　殿

水戸市長　高　橋　　靖

大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第５条第３項の規定に基づき令和８年８月 10 日付け公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第８条第１項の規定により意見を提出します。

記

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

名　称　　薬王堂水戸赤塚店

所在地　　水戸市姫子二丁目 201 番１

２　届出者

名　称　　株式会社薬王堂

代表者　　代表取締役　西郷　孝一

住　所　　岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目７番７号

３　意見の内容

配慮を求める事項	意見の内容	理由
駐車場の位置・構造	駐車場の位置・構造については、駐車場法施行令で定める技術的基準に適合すること。	駐車場法第 11 条の規定による



街並みづくりへの配慮等	水戸市立地適正化計画に係る届出を行うこと。同計画に定める都市機能誘導区域外において、誘導施設（大規模小売店舗）の建築等（用途の変更により誘導施設を有する建築物とする行為を含む）を行う際には、工事着手の 30 日前までに届出をすること。	都市再生特別措置法第 108 条の規定による
	国土利用計画法に基づき、一定面積以上（市街化区域については 2,000 ㎡以上）の土地売買等の契約を行った場合、権利取得者（譲受人）は、契約を締結した日から起算して 2 週間以内に、市に届出ること。	国土利用計画法第 23 条の規定による
	水戸市屋外広告物条例を遵守すること。屋外広告物を設置する場合は、屋外広告物条例による許可申請をすること。市ホームページに掲載している申請に関する手引きと、申請様式を参照し、都市計画課景観室に申請すること。	水戸市屋外広告物条例第 12 条の規定による
	景観法に基づく届出を行うこと。地盤面からの高さ 15m を超える、又は、建築面積が 1,000 ㎡をこえる建築物の新築等を行う場合は、工事着手の 30 日より前までに届出ること。市ホームページの「景観法に基づく建築物・工作物の届出」に掲載している届出の手引き及び届出様式を参照し、都市計画課景観室に提出すること。	景観法第 16 条の規定による

廃棄物の保管施設の位置及び容量に係る事項等	廃棄物の保管場所については、業種の特徴に鑑み、繁忙期に対応し得る確実な容量の確保等対策を講じられたい。	年末、年始等、廃棄物の排出量の増加が見込まれる繁忙期などにも対応し得るような保管場所、容量の確保対策が必要である。
	廃棄物に関連する法令に則り、廃棄物の適正な処理を講じられたい。	コンプライアンスを徹底するとともに、地域住民等への生活環境上の影響を考慮するため。
騒音	騒音により周辺の生活環境が損なわれないよう配慮すること。	騒音の予測結果において、敷地境界における環境基準を超える箇所があったことから。（騒音規制法及び水戸市公害防止条例の届出対象施設の場合は市環境保全課に届出すること。）

（備考）１　意見の内容は、大規模小売店舗立地法第４条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に拠って下さい。